

雇用の安定と生活支援対策の実施状況

平成20年度・年度末以降実施している対策

経済危機対策・平成21年度補正予算

雇用維持

○雇用調整助成金

- ・労働者を解雇せずに休業や教育訓練・出向などで雇用を維持した場合、賃金等の4/5(大企業2/3)を助成。

- ・対象労働者の拡大、支給要件緩和、申請事務の簡素化。

△計画届受理状況(5月) 対象者数:2,338,991(2,534,853)※()は4月の数字

○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・派遣元・先指針を改正し、派遣契約の中途解除の際の①派遣元における雇用維持、②派遣先から派遣元への賠償を明記。併せて指導を強化。(3月31日)

雇用創出・再就職支援

○雇用創出のための基金

- ・「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業」(1,500億円)

○雇入れ助成の拡充と離職者訓練の強化

- ・年長フリーター等、内定を取り消された者の正規雇用、派遣労働者の直接雇用の場合に1人100万円(大企業50万円)を支給。
- ・離職者訓練の実施規模を拡充し、介護分野、IT分野等の長期訓練を実施。(4月1日~)

セーフティネット・生活支援

○住宅・生活の支援

- ・全国のハローワークに特別相談窓口を開設。
- ・雇用促進住宅への入居あっせん。【7月24日現在 入居決定7,348件】
- ・労働金庫で最大186万円の住宅確保・生活支援貸付。(入居初期費用50万円。家賃補助費月6万円、就職活動費月15万円等)

【7月24日現在 貸付決定9,378件】

- ・離職後も社宅・寮等に労働者を居住させる事業主へ月額4~6万円(6ヶ月まで)を助成。

【事前計画状況(5月まで) 累計 846件 13,866人】

○職業訓練期間中の生活保障

- ・雇用保険を受けられない非正規労働者等の訓練期間中の生活保障。

○雇用保険のセーフティネット機能の強化

- ・改正雇用保険法を施行(3月31日)

内定取消
し対策

- ・特別相談窓口を全国の学生職業センターに開設。

- ・企業指導強化。(企業名公表制度を整備)(4月末までに15社公表)

○雇用調整助成金の拡充等

6,066億円

- ・派遣労働者を含む労働者の解雇等がない場合、助成率を9/10(大企業3/4)に引き上げ。

- ・残業時間の削減により雇用維持をした場合、契約労働者は年30万円、派遣労働者は年45万円(大企業は各々20万円、30万円)を助成。

- ・大企業の教育訓練費の引上げ・1年間の支給限度日数(200日)の撤廃

○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・製造業務派遣に対する重点監督の実施

- ・資産、現金・預金等の許可要件の厳格化(5月18日 要領改正)

○雇用創出対策

- ・緊急雇用創出事業(基金)の積み増し等 **3,000億円**

○再就職支援・能力開発対策

△「緊急人材育成・就職支援基金」による総合的な支援 **7,000億円**

- ・雇用保険を受けられない者に訓練期間中「訓練・生活支援給付(仮称)」を支給
- ・十分な技能・経験を有しない者の中小企業による実習雇用・雇入れ支援
- ・介護、ものづくり分野などに係る職場体験や職場見学の実施
- ・長期失業者や住宅喪失就職活動困難者への再就職、住居・生活支援

△職業能力開発支援の拡充・強化 **145億円**

△ハローワーク機能の抜本的強化 **265億円**

○住宅・生活支援等

1,704億円

- ・雇用と住居を失った者への、住宅手当の支給、生活資金の貸付等

○内定取消し対策、外国人労働者支援等

△内定取消し対策等 **76億円**

- ・未内定学生等への就職面接会の実施等
- ・未払賃金立替払の必要額確保
- ・育児休業等を理由とする解雇等への指導強化等

△障害者の雇用対策 **5.5億円**

- ・雇用調整助成金の助成率の引き上げ
- ・公的機関での「チャレンジ雇用」の拡大
- ・ハローワークの障害者専門支援員の増員

△外国人労働者への支援 **緊急人材育成・就職支援基金の内数、16億円**

- ・通訳・相談員の増配置等

- ・日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施

- ・帰国を希望する日系人離職者に対する家族を含む帰国支援

- ・外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援